

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携 空調・エアコン設備工事およびハウスクリーニング事業における協力会社（外注先・業務委託先）との連携を強化し、施工品質の向上やサービスレベルの均一化に向けて、定期的な情報共有や課題共有を実施します。また、協力会社との継続的なコミュニケーションを通じて、相互の業務改善や生産性向上につながる関係構築を推進します。
- b. IT 実装支援 クラウドツールを活用し、施工進捗・報告・請求情報のリアルタイム共有を行うことで、業務の可視化や処理時間の削減を図ります。また、発注・請求業務の電子化を推進し、協力会社（外注先・業務委託先）の事務負担軽減とヒューマンエラーの防止に取り組めます。
- c. 専門人材マッチング 空調・エアコン設備工事およびハウスクリーニング事業に必要な技術力の維持・向上のため、協力会社（外注先・業務委託先）の技術者に対する施工研修や安全教育の機会を提供します。また、業界全体の人材不足に対応するため、協力会社と連携した人材確保や育成に取り組み、安定した施工体制の構築を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当社は、適正な価格設定と迅速な支払いを行うことで、取引先の負担軽減と安定的な取引環境の整備に努めます。また、当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2026年4月26日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 G-Trust

企 業 名

代表取締役 大木 尚人

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。